

マイナンバーカードを作いませんか

マイナンバーカードがあれば……

いざとなった時に役立つ、あると便利なカードをぜひこの機会に申請してください。

- 免許証などと同様に写真入りの公的身分証明として使えます。
(運転免許証をお持ちでない方、または返還された方にオススメです。)
- マイナンバーの提示と本人確認が同時にできます。
- e-Tax(国税電子申請・納税システム)などを利用した確定申告や「マイナポータル」の行政サービスにログインできます。



マイナンバーカードを作ませんか

マイナンバーは、国民1人ひとりが持つ番号で、社会保障、税、災害対策の分野で利用します。各種行政手続きのほか、税の確定申告などの法律に定められた事務に限りマイナンバーを確認する必要があり、その証明するものとして「通知カード」と「マイナンバーカード」があります。

通知カード(写真なし)は、マイナンバーを通知するためのものなので、有効期限はありません。

※通知カード単独では身分証明(本人確認書類)にはなりません。

- 発行手数料：初回無料 ※電子証明書の発行手数料も初回無料
- 有効期間：20歳以上の方…発行日から10回目の誕生日まで
20歳未満の方…発行日から5回目の誕生日まで
※外国人の方は在留期間により異なります。



通知カード(紙製・写真なし)



(表)



(裏)

マイナンバーカード(プラスチック製・写真あり)

マイナンバーカードの申請方法は

申請書は平成27年11月頃から各家庭に送付されている「通知カード」の下にあります。

※申請書記載の氏名・住所が違う場合は、二重線で消し、正しい内容を記入してください。

※申請書がない場合は、市民課または各支所でもお渡しできます。

1 郵便で

- ① 個人番号カード交付申請書に署名または記名・押印し、顔写真を貼り付けます。
- ② 交付申請書の内容に間違いがないか確認し、送付用封筒に入れて、郵便ポストに投函します。



2 パソコンで

- ① デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存します。
 - ② 交付申請用のWEBサイト(マイナンバーカード総合サイト)にアクセスします。
 - ③ 画面にしたがって必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。
- ※23桁のID番号の入力が必要です。



3 スマートフォンで

- ① スマートフォンのカメラで顔写真を撮影します。
- ② 交付申請書のQRコードを読み込み、申請用のWEBサイトにアクセスします。
- ③ 画面にしたがって必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。



4 証明用写真機で

- ① タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、撮影用のお金を入れて、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざします。
- ② 画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を撮影して送信します。

※対応機種のみ



ご不明な点の問い合わせ先

電話

- 市民課：(55)7112
- マイナンバー総合フリーダイヤル：0120(95)0178
平日：午前9時30分～午後8時
土日祝：午前9時30分～午後5時30分
※年末年始を除く

インターネット

マイナンバーカード総合サイトで検索

申請すると交付通知ハガキが届きます

申請から約1か月後に、市役所から交付ハガキが申請者の自宅に届きますので、必要な持ち物を持って指定された場所に本人がお越しください(15歳未満、成年後見人はその法定代理人が同行してください)。

マイナンバーカード交付の際、通知カードは返納していただきます。